

佐野市小規模物品等契約希望者登録要綱

平成22年12月1日

告示第242号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する小規模で履行の確保が容易な物品の買入れ、印刷製造の請負及び役務の提供に係る契約（以下「小規模物品等契約」という。）を希望する業者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 小規模物品等契約は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額以下の予定価格とする。

- (1) 物品の買入れ 150万円
- (2) 印刷製造の請負 200万円
- (3) 役務の提供 100万円

(登録できる業者)

第3条 小規模物品等契約を希望する業者として登録することができる者は、市の区域内に主たる事業所を有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得てない者
- (2) 佐野市物品等入札参加等資格に関する要綱（平成20年佐野市告示第56号）に基づく物品等競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者
- (3) 希望する業種を履行するための必要な資格、免許等を有しない者
- (4) 市税を滞納している者

(登録申請の方法等)

第4条 登録を希望する業者は、小規模物品等契約希望者登録申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 市税の納税証明書
- (2) 希望する業種を履行するための必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 登録できる業種は、5種類までとする。

3 登録の申請の受付期間は、市長が別に定める。

4 登録の有効期間は、1年間とし、以降1年ごとに第1項第1号に掲げる納税証明書の提出をもってこれを更新することができる。

(登録)

第5条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかに申請内容を確認し、適当であると認めるときは、小規模物品等契約希望者登録名簿に登録するものとする。

(登録事項の変更等)

第6条 小規模物品等契約希望者登録名簿に登録された業者（以下「登録業者」という。）は、当該登録した事項に変更があったときは小規模物品等契約希望者登録事項変更届により、事業を中止し、又は廃止したときは小規模物品等契約希望者登録中止・廃止届により、速やかに市長に届け出なければならない。

(登録業者の取扱い)

第7条 市は、小規模物品等契約に係る業者の選定については、登録業者に対し、積極的に見積りの参加の機会を与えるよう努めるものとする。

(登録の抹消)

第8条 市長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を抹消するものとする。

(1) 主たる事業所の所在地が市の区域外となったとき。

(2) 申請した事項が事実と異なるとき。

(3) 入札参加資格者名簿に登録されることとなったとき。

(4) 契約の履行に関し、不正又は著しく不誠実な行為があったとき。

(書類の様式)

第9条 この告示の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、告示の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条第1項の規定による申請は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

(佐野市物品等入札参加等資格に関する要綱の一部改正)

- 3 佐野市物品等入札参加等資格に関する要綱の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

